

日本の古代国家における礼の受容と王権

山下, 洋平

<https://hdl.handle.net/2324/1440980>

出版情報：九州大学, 2013, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

| | |
|----|---|
| 区分 | 甲 |
|----|---|

論文題目 日本古代国家における礼の受容と王権

氏名 山下 洋平

論文内容の要旨

古代日本の国家形成において、中国礼制が多分に利用されたことは周知の事実である。例えば、それは従来からよく指摘されている通り、官僚機構の整備に伴う冠位制の創出、あるいは、官人社会における階級秩序の維持に資する拝礼を始めとする挙措の規定などに見られるところである。

本論文ではこういった研究状況に鑑み、従来あまり専論されてこなかった、臣下が君主の為に服喪する儀礼（以降、臣下服喪儀礼と称する）を主たる考察対象に選択した。なぜなら、臣下服喪儀礼は、古代中国の礼に由来する儀礼であり、その実施されてきた経緯は長く、日本の古代国家が直接的に範とした唐代においても重要儀礼として注意深く実施されてきた事実があり、また、その君臣秩序との関わりから、各時期の王権の在り方を比較的よく体現する儀礼であるからである。

本論文の第一章から第三章までは、そのような臣下服喪儀礼の日本的特質を、唐代と比較することによって明らかにしていった。

第一章では、まず、中国礼制に由来する、臣下が君主に従って同様に服喪を行う義務である「従服之義」の日本における受容を説明し、次いで、その適用状況を分析視点とし平安時代における臣下服喪儀礼を検討した。結果、天皇と内裏近臣、上皇と院司・旧臣といった二重の君臣秩序の並存、その間の動揺や相剋の様子を段階的に可視化することができ、また、ややもすれば相対視されるおそれもあった今上との君臣関係が、藤原道長執政期における儀礼の見直しによって、第一義的なものとして再認識されたことも明らかにすることができた。

第二章では、后崩御や皇太子薨去時の臣下服喪儀礼を考察した。結果、皇帝への従服を基軸とする唐代の服喪儀礼とほぼ同形式で実施されていた9世紀の日本の儀礼が、10世紀の中頃を過ぎると独自の様相を呈してくることを明らかにした。つまり、それは、天皇自身が后や皇太子の為に行う服喪とは無関係に比較的長期間実施される、后付属職司の官人（宮司）や春宮坊官人・春宮近臣・公卿等をその主体とする服喪であった。そして、変遷の背景として、7世紀の王権に見られた王権分掌的性格の、10世紀における再表出を指摘した。

第三章では、臣下服喪儀礼の導入期である8世紀を対象時期として同儀礼を考察した。結果、唐代とは異なり、官人と百姓が同一形式で天皇に服喪するという日本的特質を確認し、また、それが9世紀の桓武天皇もしくは淳和上皇崩御以降になると、薄葬思想のもと、百姓服喪の免除という形で変化することを明らかにした。そして、こういった儀礼の独自性と変遷の様子から、集権国家形成のために中国礼制を極めて慎重かつ計画的に導入しようとした当該期の朝廷の姿勢を読み取った。

第三章までの臣下服喪儀礼の考察で、各時期の王権の在り方を明らかにすることができ、さらに、その時々日本の朝廷が、中国礼制を国家の形成、あるいは王権の維持に役立てる為、本来的な在り方に固執することなく、極めて柔軟に用いてきたことも看取できた。こういった考察結果に起因して、第四章・第五章では、日本の古代国家が、礼、またはそれを包含する儒家思想をどのように解釈し、受容してきたかを、諸々の事象や言説に注目して考察した。

第四章では、推古朝前期の十七条憲法や、皇極朝の時令の思考、孝徳朝の鍾匱の制等に注目して、儒家思想の受容状況を考察した。結果、従来言われているような儒家思想の影響は比較的少なく、むしろ、『管子』を始めとする現実的な法家思想の影響が強く見られることが確認できた。礼制の未整備という点から、当時の朝廷は、まだ、儒家思想、とりわけ関心の的であった礼治主義のみを政策理念として標榜していくことができず、布政の方法を幅広く中国思想全般に求めていた可能性を指摘した。

第五章では、礼制の整備が本格化する7世紀以降、礼治主義、あるいはそれを包含する儒家思想が、当該期の朝廷においてどのような思想的位置を占めてくるのかということ考察した。結果、①文武朝から聖武朝前半期にかけては礼治主義が中心的政策理念とされたこと。②それが聖武朝後半期において弛緩し、代わって忠孝一致を中心とした儒家倫理（教え）が国家の政策理念として台頭してきたこと。③そうした儒家倫理教育の普及を背景として、国学の発展に見られるような学問的関心の高まりが生じ、惹いては桓武朝における再度の礼制改革を導いた可能性を指摘した。

第一章から第五章までの考察によって、従来言われてきたような、①推古朝から儒家思想、あるいは礼治主義が政策理念として本格的に導入された。②10世紀以降、日本では礼制、あるいは儒家思想が衰退していった、等の中国思想受容史の画一的な捉え方は成立し難いことが確認できた。つまり、礼の実践を中核とする儒家思想は礼整備の進展を俟ってようやく国家的思想となり、また、8世紀中葉における儒家倫理教化政策の徹底を受け、倫理の実践、あるいは再認識としての側面を増加させつつ展開し続けたことが認められ、また、古代国家形成期以降も、礼は形骸化することなく、当時の王権の在り方に柔軟に対応しながら、朝廷や宮廷社会を規制していく実質的な役割を担っていったことが明らかとなった。